

幸せデザイン 大東

- ・第5次大東市総合計画（後期計画）
- ・第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略

趣 旨

本市では、令和3（2021）年3月に、「第5次大東市総合計画」及び「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化した『幸せデザイン 大東』を策定し、持続可能なまちづくりに向けて、取組を進めてきたところである。

この間、人口減少・少子高齢化の進行や、新型コロナウイルス感染症をきっかけとしたICT^{※1}の急速な進展、価値観の多様化、大規模な自然災害、エネルギー・物価高騰など、様々な社会変化とこれに伴う多様な課題が顕在化してきている。

これらの社会変化に対応しながら、地域課題を解決し、より良い行政サービスを提供するためには、行政・市民・企業・大学など、多様な主体が協働し、互いの知恵と資源を活かすとともに、AI^{※2}をはじめとする最新技術の活用により、持続可能なまちづくりを進めることが求められている。

また、国においては、令和7（2025）年に、これまでの取組実績を踏まえて総合戦略を改訂し、人口減少を正面から受け止めた上で、魅力ある地方を創生することを目標とした「地方創生に関する総合戦略」を策定した。

さらには、これら地方創生で進めてきた取組に加え、地方が持つ伸び代を活かすことで、暮らしの安全を守り、地方に活力を取り戻すことをめざす「強い経済」の実現に重点を置いた「地域未来戦略」を推進することとしている。

本市においては、令和7（2025）年度に、「第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は5年間の計画期間が終了し、同時期に「第5次大東市総合計画」は10年間の計画期間の中間年度を迎えることから、この間の社会情勢の変化や国の動向、本市を取り巻く環境の変化、本市の取組の成果や課題等を踏まえて、より実情に即した「幸せデザイン 大東」の改訂を行うこととする。

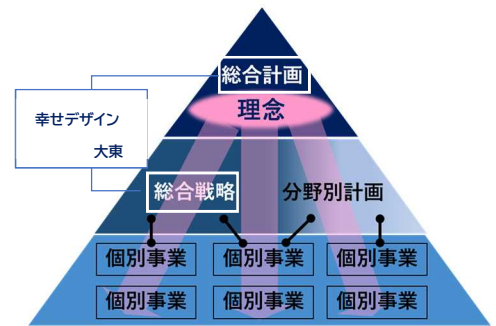
※1 ICT:通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術

※2 AI:人工知能

1. 基本的事項

(1) 計画の構成

本市のまちづくりの理念と方向性を定めた「大東市総合計画」（以下「総合計画」という。）と、総合計画に掲げる理念と方向性に基づいて取り組む「まち」「ひと」「しごと」の3分野の重要施策を定めた「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）により構成し、両者を取りまとめた総称を『幸せデザイン 大東』とする。



(2) 計画の位置づけ

【総合計画】

総合計画は、「大東市自治基本条例」（平成17年条例第26号）に基づき、計画的な市政運営を行うことを目的として、まちづくりの考え方や将来像、政策の方向性などを示すものであり、令和3（2021）年度から10年間の計画として定めた「第5次大東市総合計画」のうち、本計画は「第5次大東市総合計画（後期計画）」として位置付ける。総合戦略をはじめ、分野別の計画や各取組は、本計画に定める考え方や方向性に即して推進する。

【総合戦略】

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」及び「総合計画」に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とするもので、「第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付ける。

(3) 計画期間

【総合計画】

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（10年間）
うち、後期計画：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

【総合戦略】

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
大東市総合計画	第5次大東市総合計画						
	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度						
	（前期）		（後期計画）：5年間				
大東市総合戦略	第2期		第3期大東市総合戦略：5年間				
国 地方創生に関する 総合戦略	令和7（2025）年度～令和11（2029）年度						
大阪府総合戦略	令和7（2025）年度～令和11（2029）年度						

第5次大東市総合計画（後期計画）

(1) 計画の位置づけ

「大東市自治基本条例」(平成17年条例第26号)に基づき、計画的な市政運営を行うことを目的として、まちづくりの考え方や将来像、政策の方向性などを示すものであり、令和3(2021)年度から10年間の計画として定めた「第5次大東市総合計画」のうち、本計画は「第5次大東市総合計画(後期計画)」として位置付ける。総合戦略をはじめ、分野別の計画や各取組は、本計画に定める考え方や方向性に即して推進する。

(2) 計画期間

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度までの10年間

うち、後期計画は令和8(2026)年度～令和12(2030)年度の5年間

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
大東市総合計画	第5次大東市総合計画 令和3(2021)年度～令和12(2030)年度						
	(前期)		(後期計画)：5年間				
大東市総合戦略	第2期		第3期大東市総合戦略：5年間				
国 地方創生に関する 総合戦略		令和7(2025)年度～令和11(2029)年度					
大阪府総合戦略		令和7(2025)年度～令和11(2029)年度					

(3) まちづくりの考え方とめざす将来像

今後長期にわたり人口減少が続くことが予測される中、人口規模の縮小と人口構成の変化に対応しながら市民生活を維持・発展させることで、**一人ひとりの幸せの増大**を図ることを目的として、まちづくりを行う。

その上で、めざす将来像は「安全・安心の土台の上に、希望・喜びが実感できるまち」とし、安全・安心が築かれ、誰もが希望や喜びを抱くことのできる活力あるまち(元気なまち)となることで、大東が「住む」場所から、「住み続ける」場所へと成熟していくことをめざす。

◆理 念 一人ひとりの幸せの増大

◆将来像 安全・安心の土台の上に、希望・喜びが実感できるまち

(4) 人口の考え方

全国的に今後も人口減少が予測される中、国はこれまでの地方創生10年の成果として「人口減少問題への対処開始」、反省として「人口減少を受け止めた上での対応の不足」などを挙げ、その上で、人口減少を見据えた上での施策展開を掲げている。

本市においても同様に、早くから人口減少問題に向き合い、「人口流入」と「定住促進」に取り組んできたが、全国と同様に、人口減少に歯止めをかけることはできず、当面は人口減少が続くと予測されている。

そこで、人口規模の縮小と人口構成の変化を前提としつつ、その中でいかに安全・安心を確立し、大東ならではの付加価値を高めていくか、という観点でまちづくりを行うことで、市民の定住意欲を高め、人口減少を緩やかにしていくことが求められる。

以上を踏まえ、現に、この地を選び住み続けている市民を主なターゲットとして、これからも「住み続けたい」と思えるまちづくり、すなわち「定住促進」につながる施策を展開していくことで、国立社会保障・人口問題研究所が示す将来推計人口を下回らない人口を維持していく。そして、定住したいまちとしての魅力を高め、市民のまちへの愛着を醸成するとともに、市外の多くの人や企業等到大東の魅力を認識いただけるようにすることで、人や企業の流入が図られるまちをめざす。

(5) 達成指標

大東への定住意欲を高める

(市民意識調査における「大東にこれからも住み続けたい」と答える市民の割合)

令和6(2024)年度 58.1% → 令和12(2030)年度 63.0%

転出を抑制する

(総人口に対する転出率)

令和6(2024)年 3.5% → 令和12(2030)年 3.3%

(6) 多様な主体と連携したまちづくり

人口減少が進む中で、大東に関わるすべての人や多様な主体こそが、多様化する一人ひとりの幸せを実現する原動力となる。そこで、子どもから高齢者まで、本市で暮らす人々はもちろんのこと、近年増加傾向にある外国人、長年にわたり各地域の暮らしを支えてきた自治会組織をはじめとする地域の団体や経済活動を担う企業、さらには通勤・通学者、観光客、ふるさと納税者など、それぞれがそれぞれの形でのまちと関わり合い、連携し合うとともに、公と民が対等な立場で協働し、課題の共有と価値の共創を行い、まちの維持・発展を支えていくこと

をめざす。

また複雑化・広範化する地域課題に対し、効果的かつきめ細やかな対応を行うため、部署間・政策間連携を進める。

(7) まちづくりのメインターゲット

- 大東で暮らす（活動する・操業する）「市民」「団体」「企業」等
- 大東に関心をもつ「人（関係人口※¹・交流人口※²）」「団体」「企業」等

(8) まちづくりの展開方針（政策の方向性）

まちづくりを進めるにあたって最も基本となるのが、すべての人の人権を尊重し、一人ひとりが大切にされる社会をつくることである。

人権の尊重は、特定の分野に限られるものではなく、すべての行政施策の基盤となる考え方である。そのため、市は「すべての取組が人権行政である」という認識のもとに、まちづくりを進める。

人権教育や啓発を進め、市民の理解と意識を深めながら多様性を認め合う文化を育むとともに、男女共同参画の推進や平和の尊さを次世代へ継承する取組を行っていく。こうした取組を通じて、一人ひとりの尊厳が守られ、互いを認め合い、支え合う社会を築き、すべての市民が自らの力を発揮し、幸せを実感できる人権尊重のまちづくりをめざす。

また、国際社会の共通目標である「SDGs※³」の理念を鑑み、大東が持続的に発展し、誰ひとり取り残さない安心して暮らせるまちづくりを進めていく。

以上を念頭に、住み続けたいまちの基本となる「安全・安心の土台の構築」と、他のどこでもなく、『大東』を選び住み続けたいくなるような「大東ならではの付加価値の創出」、それを支える「行財政基盤の強化」の3つの視点をもって、市民・地域・企業・行政が力を合わせ、誰もが希望と喜びをもって住み続けたいと思えるまちづくりを推進していく。

以上の視点をもとに推進する各分野の取組の方向性は、次のとおりとする。

危機管理

①地域の暮らしに根ざした防災・防犯のまちづくり

日頃から自主防災組織や自治会、企業や関係機関等と連携しながら、地域コミュニティの醸成を図るとともに、発災後のまちの機能を維持できる体制を整え

※¹ 関係人口：地域や地域の人々と多様に関わる人のこと

※² 交流人口：通勤や通学、観光などで地域を訪れる人のこと

※³ SDGs：平成 27(2015)年に国連サミットで採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を理念とした「持続可能な開発目標」

ることで、自助・共助・公助による地域防災力・防犯力を備え、安全・安心に暮らせるまちづくりを行う

②災害時に備えた計画的な都市基盤整備を進めるまちづくり

老朽化が進む公共施設やインフラ等への対応を計画的に進め、大規模地震や水害などに耐えうる都市基盤の整備・更新を行う

都市基盤・都市空間・生活環境

①エリアの課題や特性に即した都市基盤を備えたまちづくり

市内各エリアの様々な課題や特性を踏まえるとともに、多様なライフスタイルにも対応した都市基盤の整備・更新を行う

②安全・便利に移動できるまちづくり

人口減少・少子高齢化による移動者数や移動ニーズの変化、移動の実情を踏まえた移動手段の確保とともに、バリアフリー化等による歩行空間の確保を進め、移動の利便性と安全性が高いまちづくりを行う

③地勢的優位性やコンパクトシティの強みを活かしたまちづくり

都心へのアクセスがよく、都心よりも住宅の確保がしやすい優位性や、移動や効率的な機能配置がしやすい市域のコンパクトさを活かしたまちづくりを行う

④都市基盤や公共施設の計画的な更新・再編と都市空間・施設等を有効に活用したまちづくり

将来の人口や財政基盤、行政需要を踏まえた計画的な施設の老朽化対策や公共施設の総量の見直し、未利用普通財産の方向性の早期決定を行うとともに、遊休地や空家、公共施設、都市空間などを資源として捉え、活用することによって、新たなまちの付加価値につながるまちづくりを行う

⑤都会と自然の両方を楽しめるまちづくり

大都市に近い一方で、自然が身近にあるという恵まれた住環境を備えている強みを活かし、その両方を楽しむことができるまちづくりを行う

⑥環境や社会に配慮したまちづくり

市民や企業の環境意識を醸成しながら、地域全体でゼロカーボンシティ^{※4}をめざすとともに、地球環境や社会に配慮し、快適でうるおいのある豊かな環境を

※4 ゼロカーボンシティ:令和 32(2050)年までに二酸化炭素実質排出量ゼロをめざす自治体のこと。本市では、令和 5 年(2023)年 3 月に「大東市ゼロカーボンシティ宣言」を表明

創り、守り、育て、将来に引き継ぐことのできる持続可能なまちづくりを行う

健康・福祉

①誰もが健康に暮らせるまちづくり

若年期からの健康増進に加え、多様なアプローチによって高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防を推進するなど、地域全体で健康づくりに取り組み、誰もが心も体も健康に暮らせるまちづくりを行う

②日常生活が保障され、必要な人に必要な支援が届くまちづくり

日常生活の困りごとを身近に相談できる人や場所があり、必要な人に必要な生活支援が届けることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを行う

③一人ひとりの意欲を引き出し、自立への道筋が展望できるまちづくり

年齢や障害の有無、個人の特性、生活環境等にかかわらず、誰もが希望を持ち、自立による自己実現の喜びを感じることができるまちづくりを行う

教育

①家庭での教育力を育むまちづくり

教育の出発点である家庭において、基本的な生活習慣や学習習慣などを身につけ、教育力の向上を図ることができるまちづくりを行う

②地域全体で子どもたち一人ひとりの育ちを応援するまちづくり

家庭・学校・地域が連携し、子どもたちの豊かな心や経験を育むとともに、個性や意欲にあわせて教育を受けられる誰一人取り残さないまちづくりを行う

③一人ひとりの学力・体力を高めるまちづくり

知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力など、学力の総合的な底上げを図るとともに、健康の維持や、意欲・気力の充実に大きく関わる体力の維持・向上を図り、子どもたちの生きる力を育むまちづくりを行う

④持続可能で安全な学校環境づくり

将来の児童・生徒数を見据えた学校の適正規模・適正配置を進めるとともに、計画的な老朽化対策を行い、持続可能で安全な学校施設の運営を行う

⑤ふるさと大東への理解と愛着を深めるまちづくり

子どもたちが大東のまちに関心を持ち、理解を深め、わがまちとして愛着を感

じることができるまちづくりを行う

出産・子育て

①将来のライフプランを見据え、若い世代が住み続けられる・働き続けられるまちづくり

就職や結婚、子どもの就学など、若い世代が迎える様々なライフステージ※5の変化のタイミングで市外に転出することなく、大東に住み続けられ、働き続けられる環境が整ったまちづくりを行う

②親も子も自己実現を図ることができるまちづくり

子どもも親も、一人の人として、余暇や学び、仕事の時間などが確保され、自己実現を図ることができるまちづくりを行う

③子育て世帯を孤立させないまちづくり

核家族やひとり親をはじめ、子育て世帯が行政機関や地域と何らかの関わりを持てるようにすることで、継続的に子育て世帯の負担や不安の軽減を図ることのできるまちづくりを行う

産業・就労

①企業が成長し続けられるまちづくり

大東の地域経済を支える企業が様々な課題を克服し、自社の強みを十分に発揮しながら、持続的な成長を遂げられるまちづくりを行う

②大東で創業・操業したくなるまちづくり

大東の経済が維持・発展するよう、起業支援や企業誘致など、さらなる産業の重層化を図るとともに、様々な規模や業種の企業が持続的に成長し、大東での創業・操業に魅力を感じられるまちづくりを行う

③誰もが自分らしく働くことができるまちづくり

若者や女性、高齢者をはじめとして、誰もが年齢やライフステージにかかわらず、自分らしく働き、活躍することができるまちづくりを行う

④多様な連携で新しい付加価値が生まれるまちづくり

産業集積の力を最大限に活かすことで、多様な主体がそれぞれ自立しつつも

※5 ライフステージ：人の一生の節目となる出来事(就職・結婚・出産・子育て・退職など)によって分けられる各段階のこと

相互に連携し合い、新たな付加価値が生まれるまちづくりを行う

⑤新たな人の流れや市内産業の活性化が生まれるまちづくり

市内外の人々が、歴史・文化をはじめとした大東の様々な魅力資源に触れることで、交流人口、関係人口を増やし、まちの活力を維持・発展させるとともに、地域経済が活性化し、市内産業が活発となるまちづくりを行う

文化・歴史・観光・地域コミュニティ

①大東の歴史や文化への誇りを育むまちづくり

飯盛城跡や三好長慶、平野屋新田会所跡、御領水路、のぎきまいり、だんじりなどの歴史的資源や、市民が主体となった様々なまつりやイベント、自治会、消防団、自主防災組織などの地域コミュニティの結束力など、大東が育んできた数々の歴史や文化、地域性を魅力資源としてさらに磨き、関係人口、交流人口との交流等を通じて、それを市民がわがまちの誇り（シビックプライド）として感じることのできるまちづくりを行う

②地域が支え合って暮らしを守るまちづくり

高齢化や人口減少の中にあっても、大東のまちを支えてきた自治会制度をはじめとして住民同士の自主的な支え合いによって、地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを行う

行財政基盤

①人口減少・少子高齢化に対応する財政基盤の確立

人口減少・少子高齢化による歳入の減少や歳出の増大に備えて、ふるさと納税や各種交付金などの積極的な財源の獲得、堅実で効果的な資金運用等による歳入増加とあわせて、事業の不断の見直しや、将来の人口・財政基盤・行政需要を踏まえた計画的な施設の老朽化対策や公共施設の総量の見直し、未利用普通財産の早期の方向性決定などにより、歳出の削減を行うとともに、遊休地や空家、公共施設、都市空間等の活用を進めるなど、まちの持続可能性を中長期的視点でとらえた財政運営を行う

②多様な主体との連携や、多様な手法の選択による労働生産性と行政サービスの質の向上

部署間・政策間での連携やDX^{※6}等による労働生産性と行政サービスの質の

※6 DX:デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語で、デジタル技術の活用によって、業務や組織の在り方を変革し、より良い方向に導くという概念

向上を図るとともに、市民や企業など多様な主体が強みを持ち寄る公民連携によって、人、ノウハウ、アイデア、資金などの資源を効率的・効果的に活用することで、人口減少や少子高齢化の中にあっても、一人ひとりに寄り添ったまちづくりを行う

③効果的なプロモーションと発信力の強化

大東ならではの魅力や強みを磨きながら、本市が取り組んでいる様々な施策などを積極的に発信し、大東の良さを知ったり体験したりする機会を増やすプロモーション※⁷を強化することで、住み続けたい、住んでみたい、行ってみたい、関わりたいと思うことのできるまちづくりを行う

(9) 分野別計画について

総合計画は、本市のすべての行政施策に通ずる共通の理念と取組の方向性を指し示すものであり、分野別計画は、総合計画に掲げる理念と方向性に基づき策定し、実行していくものとする。

また、総合戦略は、総合計画及び分野別計画の方向性を踏まえながら、国のまち・ひと・しごと創生法※⁸に基づいた取組を定めるものとする。

(10) 総合計画の見直しについて

総合計画を進めるにあたって、社会情勢の変化や予期せぬ事態に的確に対応する必要が生じた時は、計画期間中であっても見直しを行うこととする。

※⁷ プロモーション：認知度を高め、人々の関心を喚起するための活動

※⁸ まち・ひと・しごと創生法：人口減少や少子高齢化、東京一極集中といった問題に対応するため、平成 26 (2014) 年 11 月に公布・施行された法律。市町村は、各地域の実情に応じた地方版総合戦略を定めるよう努めなければならない、とされている

第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略

（１）基本的な考え方

国においては、令和７（２０２５）年に、これまでの総合戦略の取組実績を踏まえ、人口減少を正面から受け止めた上で、魅力ある地方を創生することを目標とする「地方創生に関する総合戦略」を策定した。

また、これらの地方創生で進めてきた取組に加え、「強い経済」の実現に重点を置いた「地域未来戦略」を推進することとしている。

第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）においても、この考え方に即すとともに、第5次大東市総合計画（以下「総合計画」という。）に示すまちづくりの展開方針（政策の方向性）に基づき、豊かな生活を安心して営める地域社会の形成（まち）と、地域社会を担う多様な人材の育成・確保（ひと）、地域における魅力ある多様な就業・産業の維持・発展（しごと）を進めていく。

（２）計画の位置づけ

「まち・ひと・しごと創生法」及び「総合計画」に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とするもので、「第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付ける。

（３）計画期間

令和８（２０２６）年度～令和１２（２０３０）年度までの５年間

	令和６ (2024) 年度	令和７ (2025) 年度	令和８ (2026) 年度	令和９ (2027) 年度	令和１０ (2028) 年度	令和１１ (2029) 年度	令和１２ (2030) 年度
大東市総合計画	第５次大東市総合計画 令和３（２０２１）年度～令和１２（２０３０）年度						
	（前期）		（後期計画）：５年間				
大東市総合戦略	第２期		第３期大東市総合戦略：５年間				
国 地方創生に関する 総合戦略	令和７（２０２５）年度～令和１１（２０２９）年度						
大阪府総合戦略	令和７（２０２５）年度～令和１１（２０２９）年度						

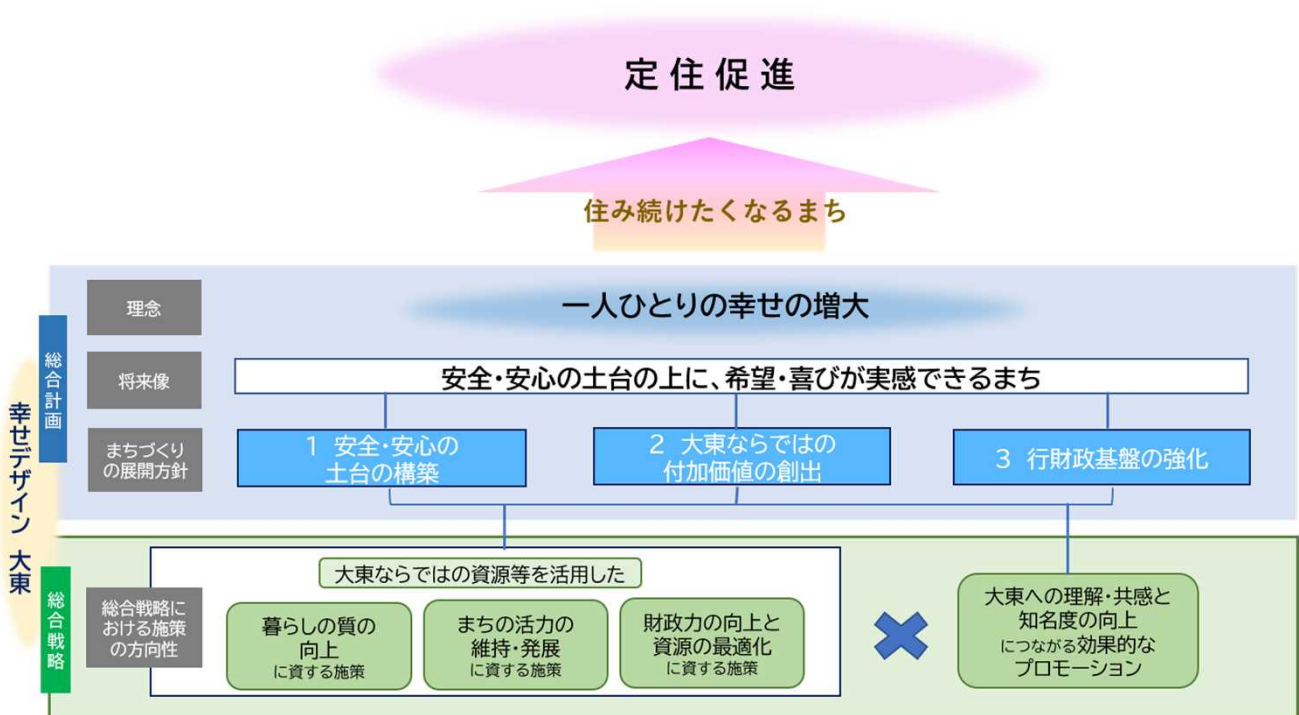
(4) 総合戦略における施策の方向性

総合戦略は、総合計画のまちづくりの考え方を踏まえた上で、計画期間中（５年間）に重点的に取り組む施策を示すものとする。

重点化する施策は、“大東ならではの人や資源、組織、仕組み等を活用する”ことを前提とした、市民の日々の「暮らしの質を向上させる施策」、産業や文化など「まちの活力を維持・発展させる施策」、各施策を継続させるための「財政力等を向上させる施策」とし、それら施策を市内外に知らしめ、認知度を向上させることによって、大東の魅力を確立させ、さらに市民の満足度を高めていく。

なお、総合戦略に掲げる施策は、総合計画のまちづくりの展開方針である「１．安全・安心の土台の構築」「２．大東ならではの付加価値の創出」「３．行財政基盤の強化」に寄与するものであり、施策の推進によって、「安全・安心の土台の上に希望・喜びが実感できるまち」という将来像の実現をめざしていく。

そして、「安全・安心」や「希望・喜び」が実感できるまち、すなわち一人ひとりの幸せを感じられるまちとなることで、大東に住み続けたいという定住意欲の向上へとつなげていく。



大東ならではの人や資源、組織、仕組み等とは…？

大東が培ったソフト的な素地や、既に有する資源や制度などを活用した施策のこと

大東には、都市化が進んだ現在においても、地域コミュニティや市民間で互いに支え合う共助の仕組みが備わっており、安全・安心の暮らしを支えている。また、地域人材や関係団体との連携や参画によって多様なまちづくりを推進するとともに、切れ目のない子ども支援や創業・操業支援など、総合的な相談・支援体制の構築に先進的に取り組んできた。さらには、人口急増期に建設が進んだ公共施設や建物等の更新時期に差し掛かっており、ハード的にも人口減少時代に即したまちづくりに取り組むことができるチャンスの時期を迎えている。また、都市部へのアクセスの良さや豊かな資源、コンパクトな市域など、地勢的な優位性を有している。

これらを活用したり、掛け合わせたりすることで、新たなものを一から構築するよりも効率的・効果的にまちづくりを推進することができる。

暮らしの質の向上に資する施策とは

災害対策や子育て支援、教育の充実、交通手段の確保など、今住んでいる市民が「住み続けたい」と感じる住環境を整える施策

まちの活力の維持・発展に資する施策とは

地域活動の中心を担う自治会の支援や地域産業の支援、新たな企業の参入、観光と産業の掛け合わせなど、様々な人や企業が集まり連携し合うことで、まちの賑わいを創出できる環境を整える施策

財政力の向上と資源の最適化に資する施策とは

人口減少・少子高齢化が進展する中でも、歳入増加・歳出削減、デジタル化・DX※1などによって、効率的で安定した行政サービスを提供し続けられる財政基盤を整える施策

大東への理解・共感と知名度の向上につながる効果的なプロモーション※2とは

施策を実施する際は、常に市内外に向けた「発信」とセットで行うことを基本とし、大東への理解・共感と知名度を高めていくことで、シビックプライド※3を醸成する施策

※1 DX:デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語で、デジタル技術の活用によって、業務や組織の在り方を変革し、より良い方向に導くという概念

※2 プロモーション:認知度を高め、人々の関心を喚起するための活動

※3 シビックプライド:市や地域に対する住民の誇りや愛着に加え、もっとよいまちにしていこうという能動的な意識

(5) 重点分野

大東が有する強みや課題などを踏まえつつ、大東ならではの資源を活用しながら、次の分野で取り組んでいく。

8つの重点分野

- ①危機管理の徹底
- ②エリアの価値を高める都市整備と都市空間の創出
- ③健康寿命の延伸
- ④確かな学力の向上と教育環境の充実
- ⑤出産や子育ての安心と魅力の創出
- ⑥チャレンジする人と産業の後押し
- ⑦シビックプライドの醸成と市外からの人の呼び込み
- ⑧行政サービス改革

(6) 重点各分野の取組

1 危機管理の徹底

大東の特徴と課題

<強み>

自治会や自主防災組織など、地域主体の活動の基盤が築かれている
下水道増補幹線※¹や雨水の地下貯留などの整備により、浸水被害が軽減されてきている

<課題>

地震や土砂災害などの地勢的リスクを抱えている
街頭犯罪発生件数が増加傾向にある
施設等の老朽化が進んでいる
自治会等の地域主体の活動の担い手不足や高齢化が進んでいる

めざす「定住したいまち」の姿

- 日常から地域内で共助の体制が築かれており、防災・防犯力が高いまち
- 施設等の安全性が確保されているまち
- 市民が防災・防犯の取組や市の安全性について知っているまち

KGI※ ²	共助力の向上	市民意識調査で「近所の人と助け合える関係性を築けている」と答える市民の割合の増加
	まちの治安の向上	街頭犯罪7手口※ ³ 発生件数の減少
	安心して暮らせていると感じる市民の増加	市民意識調査で「災害等に対して安全・安心なまちだ」と答える市民の割合の増加

(1) 地域防災力・防犯力の向上

多様な主体と連携した危機管理体制の構築

自主防災組織※⁴の機能強化

自治会運営支援の強化

地域での安全・安心な暮らしに資する助け合い制度の加入促進

（２）公共施設の老朽化対策

新庁舎整備の早期着手・推進

市営住宅の耐震化の早期着手・推進

将来の公共施設のあり方と連動した計画的な老朽化対策

（３）住宅の老朽化対策

住宅の耐震化

空家の適正管理の推進

（４）安全なまちであることを市民が知り、安心できる情報発信

大東の安全対策や防災体制など、まちの安全性の発信と周知

※1 下水道増補幹線：浸水被害の発生を防ぐことを目的に設置される、大雨時に既存の下水管やポンプ場の排水能力を超えた雨水を取り込む下水道幹線

※2 KGI：重要目標達成指標のことで、最終的な目標達成度を測る指標

※3 街頭犯罪7手口：ひったくり、路上強盗、オートバイ盗、車上ねらい、部品ねらい、自動車盗及び自転車盗をさす

※4 自主防災組織：災害時の被害の軽減などを目的とした、地域住民の共助による自発的な防災組織

2 エリアの価値を高める都市整備と都市空間の創出

大東の特徴と課題

<強み>

市外からのアクセスが良く、市域もコンパクトであるため、移動・周遊しやすい
空家のうち流通可能な住宅が多い
公共空間を活用した市民主体の取組が行われている
大阪市内に隣接しているが、大阪市と比較して安価で住宅を購入できる

<課題>

一部、交通不便地や生活関連経路※¹のバリアフリー化への未対応など、快適な移動が難しい地域が残っている
河川の浮遊ごみや臭い、まちなかのポイ捨てごみがまちの景観を阻害している
賃貸用の空家が多く、売却用の空家が少ない
未利用普通財産※²の活用の方角性の決定に時間がかかっている

めざす「定住したいまち」の姿

- 住み心地の良さを実感できる都市環境が整ったまち
- 身近に賑わいや憩いの空間があるまち
- 市民の環境意識が高いまち

KGI	駅周辺の賑わいの創出	駅前の滞留人口の増加
	大東での暮らしが住みよいと感じている市民の増加	市民意識調査で「自身のライフスタイルや収入に合った住みよいまちだ」と答える市民の割合の増加
	空家の抑制	空家率の上昇の抑制
	環境に配慮した生活を意識する市民の増加	市民意識調査で「ふだんから環境にやさしいエコな生活を心がけている」と答える市民の割合の増加

(1) 活力と持続性を高める都市空間の創出

駅周辺等の賑わい創出

未利用普通財産（用途廃止※³が予定されている行政財産※⁴を含む）の早期方向性の決定

公共施設等の再編に合わせたエリア価値の創出

(2) 快適な移動環境と住環境の整備
地域の実情に応じた移動手段の整備
生活関連経路（市道）のバリアフリーの計画的実施
空家の利活用による流通促進
市民・事業者の温室効果ガス※5の削減
きれいで豊かな河川美化の推進
(3) 住み心地の良さを市民が実感できる情報発信
大東の利便性や暮らしやすさなど、まちの魅力の発信と周知

※1 生活関連経路:多くの高齢者や障害者などが日常生活や社会生活において利用する生活関連施設(駅や病院、郵便局、文化施設、官公庁など)を相互に結び、安全・円滑に移動できるように、特に重点的にバリアフリー化を図る必要がある経路として、法律に基づいて指定されている道路

※2 普通財産:自治体が保有する土地・建物などの財産のうち、行政目的として直接利用されるものではなく、私人と同様の立場で保持する財産

※3 用途廃止:行政目的の用に供していた行政財産を、公共的機能がなくなったとして、普通財産にする手続き

※4 行政財産:公用または公共用に供し、または供することと決定した財産

※5 温室効果ガス:大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を吸収して地球を保温する働きを持つ気体の総称。地球温暖化の主な原因とされている

3 健康寿命の延伸

大東の特徴と課題

<強み>

近隣市と比べて高齢化率が低いまちである
大東元気でまっせ体操の拠点が市域全体に広がっている
市民間で「支え、支えられる」地域の支え合い体制づくりが推進されている

<課題>

後期高齢者数が増加し続けることが予測されている
要介護度の重度化が進んでいる
全国同様、介護人材不足が予測されている
全国同様、若い世代の健康意識が低い

めざす「定住したいまち」の姿

- 年齢を重ねても活躍できる場所があり、心身ともに健康に過ごせるまち
- 健康維持に向けた取組が充実したまち
- すべての世代で市民の健康意識が高いまち

KGI	健康に暮らせる期間の延伸	新規介護認定者の平均年齢の延伸
	市民の健康意識の向上	市民意識調査で「自身が健康だと思っている」と答える市民の割合の増加

(1) 全世代の健康づくり

継続した運動習慣の啓発

けん診受診に対する啓発強化

(2) 高齢者の介護予防と生きがいの創出

介護予防に向けた住民主体の多様な健康づくり活動の展開

高齢者の居場所づくりや生きがいづくりなどの社会参加の促進

高齢者の生活を支えるボランティアや人材の確保

(3) 市民の健康意識を高める情報発信

市の健康に対する取組や健康づくりの重要性についての発信と周知

4 確かな学力の向上と教育環境の充実

大東の特徴と課題

<強み>

平成21（2009）年より「教員の確かな関わりによる学び合う授業づくり」を実践している

地域とともにある学校として地域人材の活用を推進している

家庭教育への支援に早くから着手している

<課題>

子どもの学力は無解答率等、緩やかに改善しているが全国比としては道半ばとも言える

子どもの体力はコロナ禍以降、全国同様伸び悩んでいる

不登校児童・生徒は全国的に増加傾向にある中、高止まりの状況であり、引き続き「学びへのアクセス100%」の追求が必要である

学校施設の老朽化が進んでいる

めざす「定住したい」まちの姿

- 子どもたちが楽しく学校に通うことのできるまち
- 生涯にわたって学び続ける力が身につき、心身ともに健やかに育つまち
- 子どもたちが将来の夢や希望を持てるまち
- 学校だけでなく、家庭や地域で子どもの育ちを支えるまち

KGI	学校生活の充実	「学校が楽しいと感じる」児童・生徒の割合の増加
	学力の向上	学力調査におけるIRTバンド※1(1・2及び4・5)合計割合の向上
	主体的に学ぶ児童・生徒の増加	課題の解決に向け自分から取り組んでいる児童・生徒の割合の増加

(1) 学力の向上

教員による授業研究の促進と実践

「聞いてわかる」「話して伝える」活動を基盤とした、実践的な英語力の育成

ICT※2の効果的活用

学校の授業以外での学習習慣の定着

(2) 家庭・学校・地域が強固に連携した学ぶ環境づくり

家庭での教育環境の向上に対する意識啓発

地域人材の積極活用による取組の充実

(3) 小中一貫教育の推進

小・中学校の系統性・連続性を鑑みた連携・一貫の強化

本市初の義務教育学校※3の整備に向けた準備・対応

(4) 児童・生徒の心身の健康づくり

地域人材を活用した地域クラブ活動※4の展開

すべての児童・生徒が学校や社会とつながりを持つことができる機会の創出

(5) 安全で適正な教育環境の整備

児童・生徒数の推移と財政規模、今後の教育のあり方を見据えた適正規模・適正配置の検討

安全・安心で良好な学習環境の確保

(6) 子どもたちが大東に誇りを持ち、住み続けたいと思える郷土愛の醸成

大東のまちを知ること、地域のために何かしたいと思う気持ちの醸成

子どもたちがまちづくりに関わる機会の創出

※1 IRTバンド:難易度の異なる問題でも同じ尺度で比較できる理論を用いて、全国学力・学習状況調査の結果を数値で示したもの。標準バンドを3とし、最大バンドは5の5段階で示す

※2 ICT:通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術

※3 義務教育学校:9年間の義務教育を1つの学校組織として一貫的に実施する学校制度

※4 地域クラブ活動:部活動の教育的意義を継承しつつ、地域が主体となっていく、スポーツ・文化芸術活動

5

出産や子育ての安心と魅力の創出

大東の特徴と課題

<強み>

保育所等利用待機児童※1ゼロを堅持している
 近隣市と比べて、比較的結婚年齢が低く、第3子以上の出産割合が高い

<課題>

子育て世代の流出が多い
 子育てに関する相談や預ける場所へのニーズが一定数ある

めざす「定住したい」まちの姿

- 子育てしながら、自己実現を図ることのできるまち
- 子育て世帯が相談できる場所や人が身近にあるまち

KGI	子育て環境に満足している市民の増加	市民意識調査で「子育て環境が充実した、子育てしやすいまちだ」と答える市民の割合の増加
	若い世代の転出の抑制	若年者層（30歳未満）の転出率の維持

（１）子育て世帯の孤立化の防止

ネウボランドだいとう※2の相談機能の強化

子どもの居場所づくり

（２）子育てと自己実現の両立

保護者の自分時間の創出支援

子育てサービスの利便性の向上

（３）子育てニーズの多様化に応じた子育て環境の充実

社会情勢や保護者ニーズに応じた保育環境の整備

子育て支援施設の充実

(4) 「子育てするなら、大都市よりも大東市。」※3を市民が実感できる情報発信

子育てサービスを分かりやすく伝える情報の発信と周知

※1 保育所等利用待機児童:保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用の申込がされているが、入所していないこども

※2 ネウボランドだいとう:大東市こども家庭センターのこと。妊娠期から出産、18歳までの切れ目のない子育てに関する支援拠点

※3 「子育てするなら、大都市よりも大東市。」:大東市ブランドメッセージ

6 チャレンジする人と産業の後押し

大東の特徴と課題

<強み>

製造業が集積している
 20年以上存続している事業所が多く定着率が高い
 創業件数が増加傾向にある
 交通利便性が高く、取引ネットワークとの隣接性に優れている
 隣接する大阪市に比べて事業用地が割安である

<課題>

施設や設備の老朽化が進んでいる
 事業所数が減少している
 事業を継続するための人材不足に不安を抱える企業が増加している
 女性の就業率が全国よりも低い

めざす「定住したい」まちの姿

- 市内企業が持続的な成長をし続けられるまち
- 新しい企業の参入や起業が増え、市内産業が元気なまち
- 若い人や女性をはじめ誰もが自分らしく活躍できるまち

KGI	市内企業の経営効率の改善	付加価値額※ ¹ の向上
	市内経済の活性化	市内事業所数の増加
	就業しやすい環境の整備	市民（生産年齢人口※ ² ）の就業率の増加

（Ⅰ）市内企業の持続的な発展と留置支援の強化

市内企業の生産性とブランド力の向上支援

市内企業の人材確保・定着支援

産業施策の認知度向上と活用促進

新商品・新サービス開発支援

公・民・大学等との連携による地域課題解決に向けた取組の推進

(2) チャレンジしやすい環境づくり
創業者支援
就労支援
(3) 市外からの企業誘致
流入しやすい環境整備
市内企業と市外企業との連携の推進
市外企業に向けた産業施策や操業環境の魅力の発信強化
(4) 市内企業の魅力を市民が知り、誇りに感じる情報発信
市内企業の魅力やポテンシャル※3の積極的な発信と周知

※1 付加価値額:企業の生産活動によって新たに生み出された価値のこと

※2 生産年齢人口:15歳～64歳までの人口

※3 ポテンシャル:まだ発揮されていない能力や成長余地

7 シビックプライドの醸成と市外からの人の呼び込み

大東の特徴と課題

<強み>

国史跡指定の飯盛城跡をはじめとして、市内に多数の歴史的資源がある
市外からのアクセスが良く、市域もコンパクトであるため、移動・周遊しやすい
地域コミュニティが主体となる活動が存続している（自治会、だんじりまつりなど）

<課題>

市外の人だけでなく市民にも、大東市の取組や歴史的資源の認知度が低い
地域活動の担い手が減少している

めざす「定住したい」まちの姿

- 「このまちが好き」という市民が多いまち
- 市民も市外の人も、「大東」や「大東の魅力」を知っているまち
- 大東に訪れる人が増え、消費が生まれるまち
- 地域コミュニティを支える人がいるまち

KGI	大東市民の愛着の醸成	市民意識調査で「大東に好意を感じている」と答える市民の割合の増加
	大東に対する市外からのイメージの向上	イメージ調査で「大東に好意を感じている」と答える市外の人との割合の増加

（Ⅰ）歴史・文化と観光・産業を掛け合わせた人の呼び込みとシビックプライドの醸成

歴史的資源や魅力資源を活かした来訪と市内周遊の促進

地域産業と連携した観光プロモーションの強化

歴史的資源の保全と継承

(2) まちづくりへの参画によるシビックプライドの醸成

地域活動への参加促進（自治会等）

市政への市民の参加の推進

公・民・大学等との連携による地域課題解決に向けた取組の推進（再掲）

大東のまちを知ること、地域のために何かしたいと思う気持ちの醸成（再掲）

子どもたちがまちづくりに関わる機会の創出（再掲）

(3) シティプロモーションと発信力の強化

大東の文化や歴史資源等の魅力の発信と周知

大東の安全対策や防災体制など、まちの安全性の発信と周知（再掲）

大東の利便性や暮らしやすさなど、まちの魅力の発信と周知（再掲）

市の健康に対する取組や健康づくりの重要性についての発信と周知（再掲）

子育てサービスを分かりやすく伝える情報の発信と周知（再掲）

市内企業の魅力やポテンシャルの積極的な発信と周知（再掲）

大東の魅力や情報のメディア露出の拡大

8 行政サービス改革

大東の特徴と課題

<強み>

全国から多くのふるさと納税をいただいている
行政手続きのデジタル化を進めている
公民連携に先駆的に取り組んでいる

<課題>

経常収支比率※1の高止まりにより、柔軟な財政運営が難しい状況にある
人口減少に伴い、税収が減少する可能性がある
人口増加期の公共施設総量を維持している
高齢化社会の進展に伴い、インターネットやデジタル機器を使えない・使いづらい人への対策が求められている
職員の人材確保が難しい

めざす「定住したい」まちの姿

- 財源が確保されて財政が安定しているまち
- きめ細やかな市民サービスが受けられるまち
- 市の施策を多くの人が知り、行政が信頼されているまち

KGI	財政の安定化・健全化	将来負担比率※2の「なし」の維持
	大東での暮らしの満足度の増加	市民意識調査で「大東市での暮らしについて、総合的に満足している」と答える市民の割合の増加
	行政情報の発信力の向上	市民意識調査で「インターネットやSNS※3により必要な行政情報が得やすいまちだ」と答える市民の割合の増加

(1) 財源確保と歳出削減、資源の最適化

交付金等の積極的な獲得と事業の不断の見直し

公共施設等の再編・廃止による総量の見直し

未利用普通財産（用途廃止が予定されている行政財産を含む）の早期方向性の決定（再掲）

デジタル化・DXの推進による業務効率化の推進

基金※4の堅実で効果的な運用

(2) 質の高い行政サービスの提供

民間の力を引き出す提案型公民連携※5の推進

職員の人材確保・定着促進とその成長段階や役割に応じた組織全体の力を高める人材育成

市民に親しみやすく便利な庁舎づくり

デジタル化・DXの推進による市民の利便性向上ときめ細やかな行政サービスの推進

(3) 職員の情報発信力の強化

各課の取組の積極的な情報発信と周知

※1 経常収支比率:財政状況を示す指標。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示す

※2 将来負担比率:自治体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その自治体の財政規模に対する割合で表したものの。数値が低いほど健全

※3 SNS:登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと

※4 基金:自治体が特定の目的(災害対策、施設整備など)のために、条例に基づいて積み立てたり運用したりする資金

※5 提案型公民連携:民間事業者からの提案による市民満足度の向上や事業の効率化など、地域課題解決を図る取組

(7) 検証及び見直しについて

毎年度、取組の進捗状況やKGIの達成状況を内部で検証するとともに、検証結果を外部有識者や市議会議員、市民等を含む大東市総合計画・総合戦略審議会に報告し、意見聴取を行う。

また、総合戦略にかかる取組のうち、重点施策に紐づく取組については、毎年度対象となる事業を選定するとともに、重点的に進捗管理を行っていく。

あわせて、市民を対象とした意識調査を定期的を実施し、市政全般に対する市民意識の傾向を把握する。

これらの検証結果を踏まえ、各取組や予算への反映を行うとともに、必要に応じて総合戦略の見直しを図る。

参 考 資 料

(1) 改訂方針

第5次大東市総合計画及び第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針

令和7年3月27日

大 東 市

令和3年に第5次大東市総合計画及び第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定してから約4年が経過した。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大というかつてない経験を経て、ポストコロナ時代を迎えた今もなお、デジタルの急速な普及やライフスタイルの変化、価値観の多様化など、まちを取り巻く環境は変動し続けている。また、本市を含め全国において少子高齢化・人口減少が急激に進んでおり、この傾向は今後も続くと予測されている。

これら変化が激しい時代にあって、本市が持続可能なまちであるためには、様々な変化に対応できる柔軟なまちづくりを進めることが必要である。

一方で、社会がどのように変化したとしても、一人ひとりが幸せを実感できるまちにしておくことは、まちづくりの揺らぐことのない最大目標である。

以上を踏まえ、まちづくりの根幹となる目標は堅持しながらも、目標達成に向けては、社会の変化に応じて常に更新し続けることができる柔軟性も兼ね備えた総合計画及び総合戦略とする。

具体的な改訂にあたっては、次の点に留意することとする。

【総合計画】

(1) 計画の位置づけ

策定時からの社会情勢の変化や本市を取り巻く環境の変化などを踏まえた精査を行い「第5次大東市総合計画（後期計画）」として位置付ける。

(2) まちづくりの理念とめざす将来像

現行の計画では、「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」をまちづくりの理念とし、そのようなまちづくりを進めた先の将来の姿として「安心・信頼がさらに強固な土台として築かれており、その上に希望・喜びが実感できるまち」を掲げている。引き続き、理念及び将来のまちの姿の“考え方”は根幹に据えつつ、それぞれに込められた要素や関係性を整理し、時代に即して改訂することとする。

(3) 人口とまちづくりの考え方

現行の計画では、子育て世代を主なターゲットとして、人口流入と定住の促進及び出産の希望の実現をめざしてきたが、依然として社会減、自然減の傾向が続いている。

計画の中間年度を迎えた今、全国的に人口減少・少子高齢化が今後も確実に進むとされ

る事実を受け止めた上で、市の維持・発展に向けた人口の考え方やターゲットを見直すこととする。

(4) まちづくりの展開方針

現行計画において「政策の視点」に掲げている「まちの土台強化」「大東ならではの付加価値の創出」、それを支える「行政基盤の強化」を軸として、それぞれの政策の方向性を示すものとする。

(5) まちづくりに取り入れる手法

ライフスタイルや価値観の多様化に伴って、市民ニーズも多様化している。人口減少社会において、これらに対応する人材や財源を確保し、より効率的・効果的にまちづくりを進めるための手法等についての考え方を示すものとする。

【総合戦略】

(1) 位置づけ

令和7年度末を持って現行の計画期間が満了することから、新たに「第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定するものとする。

(2) 基本的な考え方

総合計画の理念と整合性を持たせるとともに、国や大阪府における地方創生をめぐる動向を踏まえながら策定するものとする。

(3) 施策体系と重点分野

社会情勢の変化やこれまでの成果・課題を踏まえ、総合計画の改訂において整理した「まちづくりの展開方針」を基に、再編を行うものとする。

【共通事項】

(1) 基本目標やKPIについては、できるだけ定量的かつ取組と連動した値を設定することとする。また、計画に記載の取組を実行することで達成可能な現実的な目標値を掲げることとする。

(2) 定期的に自己評価及び外部有識者等による評価検証を行うとともに、その結果を公表するものとする。また、計画期間の途中であっても、効果が著しく低いと認められる場合や、総合計画・総合戦略の内容に影響が及ぶような社会情勢の変化や本市を取り巻く環境の変化などがあつた場合は、必要に応じて、総合計画・総合戦略の見直しを行うこととする。

(3) 行政をはじめ、多様な主体の意見を聴きながら改訂を進めることとする。

(2) 大東市総合計画・総合戦略審議会委員

任期：令和6年10月31日～令和8年12月31日

区分	No	所属等	氏名
1号委員 市議会議員	1	公明党議員団	あずま 健太郎
	2	大阪維新の会	安田 恵子
	3	次世代だいたい	みずおち 康一郎
2号委員 学識経験者	4	和歌山大学名誉教授	三吉 修
	5	大阪産業大学 経営学部 商学科 教授	澤登 千恵
3号委員 行政機関	6	大阪府政策企画部企画室推進課 課長補佐	関本 武史
4号委員 市民代表者	7	大東市区長会 会長	品川 公男
	8	大東商工会議所 副会頭	高島 登 (～R7. 11. 3) 住川 奈美 (R7. 12. 23～)
	9	大東青年会議所 理事長	森岡 裕介 (～R6. 12. 31) 田中 恒成 (R7. 2. 21～R7. 12. 31) 保村 涼太 (R8. 1. 21～)
	10	大東市民生委員児童委員協議会 会長	藏前 芳治 (～R7. 11. 30 協議会副会長 ・ R7. 12. 1～協議会会長)
	11	株式会社 時事通信社 大阪支社長	田畑 裕 (～R7. 6. 30) 松崎 勝美 (R7. 7. 30～)
	12	株式会社 りそな銀行 住道支店長	古久保 仁子 (～R7. 3. 31) 原田 泰志 (R7. 7. 30～)
	13	行政 DX コンサルタント	吉田 夏樹
	14	公募市民	川崎 智恵香
	15	公募市民	池田 聡馬 (～R7. 3. 31) 高橋 黎也 (R7. 7. 30～)

(3) 審議会等開催経過

年 度	月 日	内 容
令和6（2024）年度	10月28日	推進本部会議
	10月31日	総合計画・総合戦略審議会
	2月17日	推進本部会議
	2月21日	総合計画・総合戦略審議会
令和7（2025）年度	7月28日	推進本部会議
	7月30日	総合計画・総合戦略審議会
	10月10日	推進本部会議
	10月14日	総合計画・総合戦略審議会
	12月18日	推進本部会議
	12月23日	総合計画・総合戦略審議会
	1月21日	総合計画・総合戦略審議会
	1月23日	推進本部会議

(4) 諮 問

大東戦略企第911号

令和6年10月31日

大東市総合計画・総合戦略審議会
会長 様

大東市長 逢坂 伸子

第5次大東市総合計画および第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合
戦略の改訂について（諮問）

標記について、第5次大東市総合計画および第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合
戦略の改訂にかかる、貴審議会の意見を求めます。

(5) 答 申

令和8年1月26日

大東市長 逢坂 伸子 様

大東市総合計画・総合戦略審議会
会 長 三 吉 修

第5次大東市総合計画及び第2期大東市まち・ひと・しごと
創生総合戦略の改訂について（答申）

令和6年10月31日付け大東戦略企第911号で諮問のありました第5次大東市総合計画（以下「総合計画」という。）及び第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の改訂にかかる諮問について、当審議会として慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

審議の過程で各委員から出された主な意見を次のとおりとし、総合計画及び総合戦略の改訂案については、妥当と認める。

なお、次のことに留意され、総合計画及び総合戦略を推進されたい。

1. 人口減少や地域コミュニティの担い手不足が進む中、自治会をはじめとする地域団体など、コミュニティ基盤の強化を図るとともに、外国人を含めた本市に居住する市民や企業はもとより、地域外の人々も含め、多様な人材がまちを支え、相互連携が図られるまちづくりを推進すること。
2. 独自性のある施策を展開することにより、市の優位性を確立させ、定住促進につなげること。また、施策の推進と合わせて、交通利便性や購入しやすい住宅価格、これまで本市が先進的に取り組んできた施策など、本市の強みや魅力の積極的な発信を強化していくこと。

3. 安全・安心のまちづくりの基礎となる防災・防犯、インフラ老朽化にかかる取組をより一層進めるとともに、誰ひとり取り残さない教育など、特色のある教育の推進や子育て世帯に向けた支援の強化、今後の高齢化社会の進展を見据えた交通移動サービスの展開など、すべての市民が住み続けたいと思えるまちづくりを推進すること。
4. 地域活性化に向けて、既存企業の留置を進めるとともに、空家や遊休地など未利用財産を活用した誘致や起業を促進すること。
5. I C Tの進展を踏まえ、A Iなどの最新技術を取り入れた行政サービスの向上を図ること。その一方で、加速化するデジタル化に対し、インターネットやデジタル機器を使えない・使いづらい人への対策を行うこと。
6. 既存事業の廃止も含めた不断の事業の見直しや、I C Tの活用による業務効率化、公共施設の再編などによって歳出を削減するとともに、ふるさと納税の獲得をはじめとする財源確保に努め、負担の先送りをすることなく、将来への投資ができるような持続可能な財政基盤を確立すること。
7. 総合戦略の各施策の実効性を高め、スピード感をもって社会変化に対応した取組を進めるとともに、適宜検証を行い、K P I等の見直しを図ること。

（６）関連法規等

①大東市自治基本条例

平成１７年１２月２６日

条 例 第 ２ ６ 号

大東市は、多くの河川や水路、飯盛・生駒の緑豊かな自然環境に恵まれ、人情深い河内の風土のもと、野崎まいりやだんじり祭りなどの伝統文化が大切に育まれながら、活気あふれる都市の街並みが続くまちへと発展してきました。

私たちは、先人たちの英知と努力によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、自然環境、人のつながり、歴史と文化、産業集積、生活基盤の充実などの誇るべき財産を、未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、個性豊かで自然の恵みと都市の住み良さが共生するまちを目指します。

そのためには、地方自治の原点に立ち戻り、私たちのまちを自ら創り育てるという強い信念をもって、多様な主体が連携し合い、協働のまちづくりを進め、自立した市政を実現していかなければなりません。

私たちは、市政に参画し、一人ひとりの基本的人権が尊重され、子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けることのできる大東市を創造するため、ここに最高規範としての自治基本条例を制定します。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民、事業者、議会及び市長等の役割と責務その他自治に関する基本的事項を定めることにより、ここ大東市において真の地方自治を実現することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民 市内で在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会その他の市の執行機関をいう。

（最高規範性）

第３条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、他の条例や計画等は、この条例の趣旨を十分に尊重し、整合性を図るとともに、市民、事業者、議会及び市長等は、これを誠実に遵守しなければならない。

第２章 市民と事業者

（市民の権利と責務）

第４条 市民は、法令（条例を含む。以下同じ。）に定められた権利を有するとともに、市政に関し、情報を知り、参画（政策の立案、実施、評価その他の各段階において主体的にかかわり、行動し、意見を述べることをいう。以下同じ。）する権利を有する。

２ 市民は、法令に定められた義務を果たすとともに、市政に参画する場合にあっては、自らの行動に責任を持たなければならない。

（事業者の権利と責務）

第５条 事業者は、前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動におい

て環境との調和を図り、公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行わなければならない。

第3章 議会

(議会の役割と責務)

第6条 議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市の意思決定機関であり、市長等の市政運営を監視し、牽制し、調査する機能を有する。

2 議会は、法令に定める権限を行使し、政策を立案する機能を充実させることにより、民意を反映させた市民自治の推進に努めなければならない。

(開かれた議会)

第7条 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 議会は、会議の公開や、情報の積極的な提供により、市民と情報を共有し、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 議員は、市民の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

第4章 市長等

(市長等の役割と責務)

第9条 市長等は、地方自治の本旨にのっとり、その権限と責任において、多様化する市政の課題に対し、必要な施策を的確に選択して総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、創意と工夫により財源の確保に努めなければならない。

2 市長等は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）と、市政の課題を解決するために、協働（それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重しつつ、対等の立場で協力して取り組むことをいう。以下同じ。）に努めなければならない。

3 市長等は、まちの活力を生み出し、豊かな市民生活を実現するため、事業者の創意工夫による活動に対して必要な支援を行わなければならない。

第5章 市政運営

(総合計画)

第10条 市は、計画的な市政運営を行うため、総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 市は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果をあげる手法を選択し、市民満足に努めなければならない。

(財政運営)

第11条 市は、総合計画を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況をわかりやすく公表しなければならない。

2 市は、市の財産について、適正な管理と効率的な運用に努めなければならない。

(行政評価)

第12条 市は、行政資源を効果的に配分するため、事業や施策の効果を明らかにする評価制度を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければならない。

(行政手続)

第13条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民その他関係者の権利利益を保護するため、行政手続の基準を明確にしておかなければならない。

(情報公開)

第14条 市は、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について、わかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民の知る権利を保障し、市政への参画を促進するため、必要な市政情報を積極的に提供するものとし、市政の推進に役立つ情報については、市民等からも積極的に市に提供するなど、互いに情報を共有できるように努めなければならない。

3 市は、市民等との相互理解を深めるため、直接対話する機会を設けることに努め、対話に当たっては、市民等が参画しやすい環境を設けるものとする。

(個人情報保護)

第15条 市及び事業者は、個人に関する情報を保護するための適切な取扱いを徹底し、個人の権利利益を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(組織及び職員)

第16条 市は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効果的な組織運営の確保に努めなければならない。

2 職員は、全体の奉仕者として市民等の信託に応えることができるよう、職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(法令遵守)

第17条 市及び職員は、職務に係る倫理を保持するとともに、法令を遵守し、公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

(公益通報)

第18条 市は、公益通報（市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について職員等から行われる通報をいう。）を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

(広域行政)

第19条 市は、国、大阪府及び他の自治体と対等、協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めなければならない。

第6章 協働と参画

(協働のまちづくり)

第20条 まちづくりには、市民等のほか、大東市というまちをより良くしたいと活動する人はすべて参加することができる。

2 市及び市民等は、互いに個性や能力を発揮できるよう尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。

(市民等と行政との協働推進)

第21条 市は、協働のまちづくりを進めていくために、市民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。

2 市は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の手法を整備しなければならない。

(人材づくり)

第22条 市は、市民等がまちづくりの担い手となるように、自主的に学び、活動できる環境の整備に努めるものとする。

(子どもの育成)

第23条 市は、保護者、地域住民、関係機関と密接な協力・協働の体制を確保し、子どもが

夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組まなければならない。

(コミュニティ)

第24条 市民等は、防災など地域の課題の解決や豊かな地域社会を実現するため自主的に形成された組織（以下「コミュニティ」という。）に対し、協力するよう努めなければならない。

2 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して平等に取り扱い、公益的な活動に対して、必要に応じて支援するよう努めなければならない。

(危機管理)

第25条 市民等は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から適切な防衛策をとるよう努めなければならない。

2 コミュニティは、関係機関や市と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければならない。

3 市は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民等の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民等の自助努力を支援し、関係機関、市民等との連携、協力を努めなければならない。

第7章 意思表示

(パブリックコメント)

第26条 市は、意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市民生活や事業活動全般に広く影響を与えるような重要な条例や計画を作成する場合は、事前に案を公表し、市民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

(意見、要望への対応)

第27条 市は、市民等から市政一般に関する意見や要望を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(住民投票)

第28条 18歳以上の市内に在住する者（永住外国人を含む。）は、市政に関する重要な事項について、その総数の3分の1以上の署名により、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の請求には、投票に付すべき事項その他住民投票の実施に関し必要な事項を明記しなければならない。

3 市は、住民投票の実施が請求された場合における当該請求に関する意思、また、住民投票を実施した場合における住民投票の結果については、尊重しなければならない。

第8章 補則

(条例の見直し)

第29条 市長は、社会情勢の変化などにより、この条例の見直しを行う必要がある場合は、速やかにその手続をとらなければならない。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民等の意見を広く聴かななければならない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

②大東市総合計画・総合戦略審議会規則

平成30年3月23日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)第3条の規定に基づき、大東市総合計画・総合戦略審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項についての調査審議に関する事務が終了する日までとする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が共に互選されていないとき又は会長及びその職務を代理する者が共に事故あるとき若しくは欠けたときにおける審議会の会議の招集及びこれらの場合における審議会の会議の主宰は市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、又は審議会の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策推進部戦略企画課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後最初に招集される審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、市長が行う。

附 則（平成30年規則第58号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第13号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

③大東市総合計画・総合戦略推進本部設置要綱

平成30年4月17日

要綱第35号

(設置)

第1条 大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、改定及び推進に係る重要な事項について審議、調整及び報告をするため、大東市総合計画・総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、改定及び推進に係る重要な事項の審議、調整及び報告に関すること。
- (2) 大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、改定及び推進について、市長に建議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に事故あるとき、又は欠けたときは、代理の者が出席することができる。

(本部長等)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は副市長をもって充て、副本部長は政策推進部長をもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に対し推進本部の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討会)

第6条 推進本部の所掌事務について具体的な検討を行うため、推進本部に検討会を置ことができる。

- 2 検討会は、各部等の総務担当課長をもって組織する。
- 3 検討会に会長を置き、政策推進部戦略企画課長をもって充てる。
- 4 検討会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 5 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し検討会の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、政策推進部戦略企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年要綱第16号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年要綱第32号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年要綱第39号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年要綱第42号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年要綱第35号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長、教育長、上下水道事業管理者、理事、危機管理監、政策推進部長、総務部長、市民生活部長、人権政策監、福祉・子ども部長、保健医療部長、都市経営部長、都市整備部長、産業・文化部長、上下水道局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育政策部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、公平委員会事務局長、監査委員事務局長及び会計管理者

④まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年十一月二十八日)

(法律第百三十六号)

第百八十七回臨時国会

第二次安倍内閣

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

- 第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
 - 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 まち・ひと・しごと創生に関する目標

二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

- 7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるも

のとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平二七法六六・令三法三六・一部改正)

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第三八一号で平成二六年一二月二日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

⑤大東市民憲章

昭和46年10月1日
制 定

大東市は飯盛、生駒を東にのぞむ美しい風土と人情のもとに、魅力ある近代都市へと発展するまちです。

わたくしたちは、このまちに住む市民であることを誇りとし、わたくしたちの手で、ほんとうに住みよいまち大東市を建設するために、この憲章を定めます。

わたくしたち大東市民は

- 1、自然を愛し、環境をととのえ
心をあわせて美しいまちをつくりましょう
- 1、たがいに尊敬し、はげましあい
心をあわせて明るいまちをつくりましょう
- 1、ことばをただし、礼儀をまもり
心をあわせて秩序あるまちをつくりましょう
- 1、健康で、働くことによるこびをもち
心をあわせて豊かなまちをつくりましょう
- 1、伝統をたつとび未来をそだて
心をあわせて文化のまちをつくりましょう

印刷物番号

7 - 1 0 9
